



ドクターを支援する

# 法律相談レポート



## 裁判における判決と和解の違いについて教えてください。

知り合いの医院が患者さんと裁判になり、和解しました。話を聞く限り、明らかに患者側に問題があるにも関わらず、長引くと医院の看板に傷がつくと早々に手打ちにしたそうです。なんかモヤモヤしますので、判決と和解の違いを教えてください。



通常、裁判の終わり方は、判決か和解となることが多いほとんどです。判決は、第三者である裁判所による法的判断であるのに対して、和解は相互が譲歩することにより紛争を解決することです。特に感情的な対立がある場合、依頼者には和解という言葉に強い抵抗を抱くことが多いように感じられます。手打ちにするというような感覚を覚えて受け入れ難いのかもしれません。以下、判決と和解の違いについて簡単に説明します。



### 民事裁判における判決

判決とは、裁判所による法的判断ですので、デメリットとして敗訴となるリスクがあります。また勝訴したとしても、相手方に不服申立て（高等裁判所への控訴、最高裁判所へ上告）をされる可能性があります。その場合、新たな弁護士費用等がかかる上に、逆転敗訴するリスクがあります。

また判決は、原告が請求する法的権利の存否に対する判断に過ぎず、仮に勝訴したとしても、裁判所がお金の回収までしてくれるわけではありません。そのため、判決後に相手が支払いに応じなければ、改めて判決に基づいて支払うよう督促しなければなりません（なお、判決で命じられた支払いをしなかったとしても、それ自体にペナルティがあるわけではなく、当然に犯罪でもありません）。

それでも相手が支払わない場合、判決には強制執行力が備わっているので、強制執行手続を探ることは可能ですが、執行すべき財産は、請求している本人自ら探し出さなければなりません。更に、別途弁護士費用や裁判所へ納める費用も必要で、新たな経済的負担も発生します（世間では、勝訴した側が負担した弁護士費用を敗訴者に対して請求できる、と誤解されている方もいますが、弁護士費用は当事者の負担になります）。

お気軽に当事務所までご相談ください。



### 民事裁判における和解

和解は、両当事者の納得や了承の下で内容が決められます。言ってみれば、当事者の意思に基づく合意や契約と類似した要素があり、当然、当事者は、自らの意思で約束した以上、和解した内容を実行しようとする動機が働きますので、判決と比べると本人自ら行動するという期待が高くなります。

また、裁判だけでは解決できない周辺の諸問題についても併せて和解事項に含めることが可能であり、柔軟な解決も可能です。もちろん、裁判所が関わる手続である以上、和解調書は判決と同じく強制執行力を備えているので、和解内容が実行されない場合には、強制執行手続を探ることも可能です。



### まとめ

このように判決には、敗訴をはじめとしたさまざまなりスクがある一方で、和解には解決に向けた行動を高めるという重要なメリットがあります。

性質上、判決で決着をつけるしかない事案や、和解が困難な事案では判決を選択せざるを得ないこともあります、勝訴ないし（満足的）一部勝訴が確実であり、勝訴後に確実に債権回収が不可能ないし、履行が確実に見込める事案でない場合には、和解を検討する価値が十分あるといえます。

また和解は、互譲である以上、金額が判決で勝訴する場合よりも下がると考えられますが、裁判所が和解勧奨で示した金額よりも判決の方が低い場合もあります。最悪、敗訴することもありますので、事案によるところはありますが、和解が金額的に必ずしも判決より低いというわけでもありません。

弁護士法人すずたか総合法律事務所  
弁護士 鈴木 隆弘

#### 業務分野

一般民事・離婚・相続・交通事故・企業法務・債務整理・刑事  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-40-2F/3F

